

規制シート(様式)

(別紙1)

160194701410001

平成27年7月30日

規制の名称	許認可における口座残高要求	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣法(昭和60年法律第88号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調 整事業課長 富田 望
規制目的	職業紹介事業や労働者派遣事業については適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるため。		
規制内容の概要	<p>職業安定法では、職業紹介事業の許可基準の一つとして、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するものであることを規定している。具体的には、業務運営要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること <p>としている。</p> <p>労働者派遣法では、一般労働者派遣事業の許可基準の一つとして、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであることを規定している。このうち財産的基礎については業務取扱要領において、原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。)が2,000万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること <p>としている。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>職業紹介事業及び労働者派遣事業については、適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要である。 現行の許可基準の運用にあたっては、事業を営む者が自由裁量にて処分できる現金・預金等の額が、許可基準に定める額以上であることが確実であり、かつ、そのことが許可申請時点において客観的に判断できる資料として、法人の場合貸借対照表及び損益計算書、個人の場合残高証明書等により確認をしているところ。 事業を営む者が自由裁量にて処分できる現金・預金等の額が、許可基準に定める額以上であることが確実であり、かつ、そのことが許可申請時点において客観的に判断することが可能である他の手法が規制改革要望の中で示されなければ、確認方法を変更することは困難であり、慎重な検討が必要である。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>-</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>-</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194701410001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政令等の施行について」(職業安定局長通達 平成11年11月17日職発第815号)の別添「職業紹介事業の業務運営要領」(平成27年3月31日職発0331第28号最終改正) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」(女性局長・職業安定局長通達 平成11年11月17日女発第325号、職発第814号)の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(平成26年4月1日職発0401第13号最終改正)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条等 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第7条等</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>「職業紹介事業の業務運営要領」は、職業安定法第30条等の解釈等を示したものであり、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」は、労働者派遣法第7条等の解釈等を示したものであるため。</p>